

ひめじ住まいの耐震化促進事業補助金交付要領

(趣旨)

1. この要領は、ひめじ住まいの耐震化促進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、「ひめじ住まいの耐震化促進事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

2. 要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業着手日 補助事業に係る契約日又は工事着手日のうちいずれか早い日
 - (2) 事業完了日 補助事業に係った代金の支払いが全て完了した日

(申請書類)

3. 要綱第5条第1項、要綱第8条第1項、要綱第9条第1項、要綱第10条第1項及び要綱第11条に規定する市長が定める書類は別表に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定による書類のうち見積書及び証明書は、特に定めがない限り申請又は報告の日より前3月内に取得したもので、かつ申請又は報告の日時点において有効期限を過ぎていないものとする。ただし、所得証明書は要綱第5条第1項に規定する申請の日時点において発行されるもののうち最も新しい年度ののものに限る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 姫路市住まいの耐震化促進事業建替工事費補助金交付要領及び姫路市防災ベッド等設置助成事業補助金交付要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。

別表（第3条関係）

（住宅耐震改修計画策定費補助）

関係条項 （要綱）	別に定める事項
第5条 （交付申請）	（添付書類） - 様式第計画1号（耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書） - 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 建物の登記事項証明書（所有者及び建築年月が記載されたもの。） - 建物の固定資産税納税通知書（前号の証明書等が存在しない場合に限る。） - その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類（前2号の証明書が存在しない場合に限る。） - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） - 住宅の付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） - 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書（見積者印が押印されたもの） - 区分所有共同住宅である場合は次に掲げる書類 - 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 - 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類

	(3) 管理組合の長が代表して申請する場合は、管理組合の長であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 8 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の同意書 9 その他市長が必要と認める書類
	(指定期日) 事業着手日より前
第9条 第1項	(添付書類) 第5条関係の各添付書類のうち変更に係るもの（変更前後）。
(変更交付申請)	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条 第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震2号（補助金算定・精算書） 2 耐震改修工事費用の見積書（見積者印が押印されたもの） 3 交付決定通知書の写し 4 様式第耐震3号（耐震診断報告書） 5 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図、立面図（耐震改修前後）

	(3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写しその他代金を支払ったことがわかる書類 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し（受付印押印済みのものに限る）等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 9 その他市長が必要と認めるもの
	（指定期日） 事業完了日から起算して30日または当該補助金の交付申請を行った日の属する市の会計年度の2月10日のいずれか早い日

（耐震改修工事費補助）

関係条項 （要綱）	別に定める事項
第5条 （交付申請）	（添付書類） 1 様式第耐震1号（耐震改修工事住宅概要書） 2 様式第耐震2号（補助金算定・精算書） 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し（全住戸分） (1) 建物の登記事項証明書（所有者及び建築年月が記載されたもの。） (2) 建物の固定資産税納税通知書（前号の証明書等が存在しない場合に限る。） (3) その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類（前2号

の証明書が存在しない場合に限る。)

- 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）
- 5 様式第耐震 3 号（耐震診断報告書）
- 6 所得証明書の写し（区分所有共同住宅にあつては補助事業の対象となる者の分のみ。（マンションの場合を除く））
- 7 住宅耐震改修に係る図書
 - (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図、立面図（耐震改修前後）
 - (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書
- 8 区分所有共同住宅である場合は、次に掲げる書類
 - (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類
 - (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類
 - (3) 管理組合の長が代表して申請する場合は、管理組合の長であることを証する書類
 - (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類
- 9 改修工事を実施する事業者に関する書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く）
 - (2) ひょうご住まいの耐震化促進事業（耐震改修計画・工事費

	パッケージ型補助）に係る事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）を構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る） 10 様式第耐震５号（耐震改修工事实績公表同意書）（マンションの場合を除く） 11 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 12 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の同意書 13 その他市長が必要と認めるもの ※ 交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合、上記３、５及び７の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。
	(指定期日) 事業着手日より前
第９条第 １項	(添付書類) 第５条関係の各添付書類のうち変更に係るもの（変更前後） (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条第 １項 (遂行状 況報告)	(報告事項等) １ 事業の遂行状況 ２ 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第11条 (実績報 告)	(添付書類) １ 様式第耐震２号（補助金算定・精算書） ２ 交付決定通知書の写し

	3 様式第耐震 4 号（耐震改修工事実施確認書） 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写しその他代金を支払ったことがわかる書類 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し（受付印押印済みのものに限る）等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの 6 様式第耐震 6 号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションの場合を除く） 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 8 その他市長が必要と認めるもの
	（指定期日） 事業完了日から起算して 30 日または当該補助金の交付申請を行った日の属する市の会計年度の 2 月 10 日のいずれか早い日

（耐震改修計画・工事費パッケージ型補助）

関係条項 （要綱）	別に定める事項
第 5 条 （交付申請）	（添付書類） 1 様式第耐パ小 1 号（耐震改修住宅概要書） 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 建物の登記事項証明書（所有者及び建築年月が記載されたもの。） (2) 建物の固定資産税納税通知書（前号の証明書等が存在しない場合に限る。）

	(3) その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類（前2号の証明書が存在しない場合に限る。） 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） 4 所得証明書の写し 5 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 6 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類 7 様式第耐震5号（耐震改修工事实績公表同意書） 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） 9 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の同意書 10 その他市長が必要と認めるもの
	(指定期日) 事業着手日より前
第9条第1項	(添付書類) 第5条関係の各添付書類のうち変更に係るもの（変更前後）
(変更交付申請)	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条第1項	(報告事項等)
(遂行状	1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見

況報告)	
第11条 (実績報告)	(添付書類) - 様式第耐パ小2号(補助金精算書) - 交付決定通知書の写し - 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書) - 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写しその他代金を支払ったことがわかる書類 - 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し(受付印押印済みのものに限る)等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの - 様式第耐震6号(耐震改修工事実績公表内容報告書) - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)) - その他市長が必要と認めるもの (指定期日) 事業完了日から起算して30日または当該補助金の交付申請を行った日の属する市の会計年度の2月10日のいずれか早い日

(小規模型耐震改修工事費補助)

関係条項 (要綱)	別に定める事項
第5条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第耐パ小1号(耐震改修住宅概要書) - 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し

- (1) 建物の登記事項証明書（所有者及び建築年月が記載されたもの。）
 - (2) 建物の固定資産税納税通知書（前号の証明書等が存在しない場合に限る。）
 - (3) その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類（前2号の証明書が存在しない場合に限る。）
- 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）
- 4 所得証明書の写し
- 5 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- 6 耐震改修計画策定済みの場合は以下に掲げるもの
- (1) 様式第耐震3号（耐震診断報告書）
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図、立面図（耐震改修前後）
 - (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書
- 7 改修工事を実施する事業者に関する書類で、次の各号のいずれかの写し
- (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証
 - (2) 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る）
- 8 様式第耐震5号（耐震改修工事実績公表同意書）
- 9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府

	県名等) を記載したもの)) 10 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の同意書 11 その他市長が必要と認めるもの (指定期日) 事業着手日より前
第9条第1項	(添付書類) 第5条関係の各添付書類のうち変更に係るもの(変更前後)
(変更交付申請)	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条第1項	(報告事項等)
(遂行状況報告)	1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第11条	(添付書類)
(実績報告)	1 様式第耐パ小2号(補助金精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写しその他代金を支払ったことがわかる書類 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し(受付印押印済みのものに限る)等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの 6 様式第耐震6号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの))

	8 その他市長が必要と認めるもの
	(指定期日) 事業完了日から起算して30日または当該補助金の交付申請を行った日の属する市の会計年度の2月10日のいずれか早い日

(屋根軽量化工事費補助)

関係条項 (要綱)	別に定める事項
第5条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第耐部1号(耐震改修工事住宅概要書) - 様式第耐部2号(補助金算定・精算書) - 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 建物の登記事項証明書(所有者及び建築年月が記載されたもの。) (2) 建物の固定資産税納税通知書(前号の証明書等が存在しない場合に限る。) (3) その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類(前2号の証明書が存在しない場合に限る。) - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) - 様式第耐部3号(耐震工事事業計画書) - 耐震診断結果 - 所得証明書の写し

	8 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 配置図 (3) 平面図、立面図（耐震改修前後） (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 9 改修工事を実施する事業者に関する書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証 (2) 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類 10 様式第耐震 5 号（耐震改修工事实績公表同意書） 11 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 12 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の同意書 13 その他市長が必要と認めるもの
	(指定期日) 事業着手日より前
第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐部 2 号（補助金算定・精算書） 2 交付決定通知書の写し

	3 様式第耐部 4 号（耐震改修工事実施確認書） 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写しその他代金を支払ったことがわかる書類 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し（受付印押印済みのものに限り）等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの 6 様式第耐震 6 号（耐震改修工事実績公表内容報告書） 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 8 その他市長が必要と認めるもの
	（指定期日） 事業完了日から起算して 30 日または当該補助金の交付申請を行った日の属する市の会計年度の 2 月 10 日のいずれか早い日

（耐震シェルター設置費補助）

関係条項 （要綱）	別に定める事項
第 5 条 （交付申請）	（添付書類） 1 様式第耐部 1 号（耐震改修工事住宅概要書） 2 様式第耐部 2 号（補助金算定・精算書）

- 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 建物の登記事項証明書（所有者及び建築年月が記載されたもの。）
 - (2) 建物の固定資産税納税通知書（前号の証明書等が存在しない場合に限る。）
 - (3) その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類（前2号の証明書が存在しない場合に限る。）
- 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）
- 5 改修後の住宅の居住者の全員が高齢者の場合、その居住者全員の年齢（生年月日）が分かる書類（居住者全員の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等）
- 6 様式第耐部3号（耐震工事事業計画書）
- 7 耐震診断結果
- 8 所得証明書の写し
- 9 住宅耐震改修に係る図書
 - (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図、立面図（耐震改修前後）
 - (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書
- 10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府

	県名等) を記載したもの)) 11 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の同意書 12 その他市長が必要と認めるもの
	(指定期日) 事業着手日より前
第9条第1項	(添付書類) 第5条関係の各添付書類のうち変更に係るもの(変更前後)
(変更交付申請)	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条第1項	(報告事項等)
(遂行状況報告)	1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第11条	(添付書類)
(実績報告)	1 様式第耐部2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写しその他代金を支払ったことがわかる書類 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し(受付印押印済みのものに限り)等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの 6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)) 7 その他市長が必要と認めるもの
	(指定期日) 事業完了日から起算して30日または当該補助金

の交付申請を行った日の属する市の会計年度の２月１０日のいずれか早い日

(建替工事費補助)

関係条項 (要綱)	別に定める事項
第５条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第建防１号（住宅概要書） - 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 建物の登記事項証明書（所有者及び建築年月が記載されたもの。） - 建物の固定資産税納税通知書（前号の証明書等が存在しない場合に限る。） - その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類（前２号の証明書が存在しない場合に限る。） - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） - 除却する住宅の耐震診断結果 - 現況写真 - 申請者の所得証明書の写し - 建替工事の見積書 - 姫路市 Web マップ（土砂災害ハザードマップ） - 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の

	資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） 12 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の同意書 11 その他市長が必要と認めるもの
	(指定期日) 事業着手日より前
第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 交付決定通知書の写し 2 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写しその他代金を支払ったことがわかる書類 3 建替え後の住宅が耐震基準を満たされたものであることを証するもので次のいずれかの写し (1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し (2) 建設住宅性能評価書、フラット35Sの適合証明書その他これらと同等と市長が認める書類（建築基準法第6条又は同法第6条の2に規定する確認を受けない建築物に限る。） 4 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 省エネ基準への適合性に関する説明書 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書

	(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書 (4) その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類 5 建替え後の建物の登記事項証明書 6 工事写真 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し（受付印押印済みのものに限り）等兵庫県住宅再建共済制度に加入していることがわかるもの 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 9 その他市長が必要と認めるもの
	（指定期日） 事業完了日から起算して30日または当該補助金の交付申請を行った日の属する市の会計年度の2月10日のいずれか早い日

（防災ベッド等設置費補助）

関係条項 （要綱）	別に定める事項
第5条 （交付申請）	（添付書類） 1 様式第建防1号（住宅概要書） 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 建物の登記事項証明書（所有者及び建築年月が記載されたもの。） (2) 建物の固定資産税納税通知書（前号の証明書が存在しない

	場合に限る。) (3) その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類（前2号の証明書が存在しない場合に限る。) 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） 4 耐震診断結果 5 所得証明書の写し 6 防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 7 防災ベッド等の設置箇所を示す平面図 8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 9 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の同意書 10 その他市長が必要と認めるもの
	(指定期日) 事業着手日より前
第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 交付決定通知書の写し 2 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写しその他代金を支払ったことがわかる書類

	3 工事写真 4 兵庫県家財再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度加入申込書の写し（受付印押印済みのものに限る）等兵庫県家財再建共済制度に加入していることがわかるもの 5 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）） 6 その他市長が必要と認めるもの
	（指定期日） 事業完了日から起算して３０日または当該補助金の交付申請を行った日の属する市の会計年度の２月１０日のいずれか早い日